

## 徳島市移動支援事業個別支援型実施要綱

### (目的及び趣旨)

第1条 この要綱は、屋外での移動に困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促し、生活圏の拡大を図るための移動支援事業（以下「移動支援」という。）の実施に伴う必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 本市に居住する障害者・児であって、市長が外出時に支援が必要と認めた次の者とする。ただし、同行援護、重度訪問介護、行動援護、療養介護又は施設入所支援の受給者を除く。

(1) 屋外での移動に制限のある視覚障害者・児、全身性障害者・児又は知的障害者・児。

(2) 一人での外出に困難のある精神障害者・児。

2 前項第1号に規定する全身性障害者・児は、肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級に該当するものであって、両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者又はこれに準ずると市長が認めた者とする。

### (事業内容)

第3条 移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。ただし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出及び1日の範囲内で用務を終えることができない外出を除く。また、他の障害福祉サービス、介護保険サービス等を利用できる場合は、対象外とする。

### (支給量の上限)

第4条 支給量は、1支給決定者あたり1ヶ月30時間以内とする。ただし、やむを得ない事由により市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

### (利用者負担額)

第5条 利用者負担額は、第12条の規定により算定したサービスの利用に要する費用額の1割とし、上限は定めないものとする。ただし、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の者においては、徴収しないものとする。

### (支給決定期間)

第6条 支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と1年間を合算して得た期間を最長とする。

2 前項の規定にかかわらず、支給決定を行った日が月の初日である場合は、1年間を最長とする。

### (申請)

第7条 移動支援を利用しようとする障害者又は障害児の保護者は、あらかじめその旨を市長に申請しなければならない。

### (受給者証の交付)

第8条 市長は、移動支援の支給を決定したときは、支給決定を受けた前条の障害者又は障害者の保護者（以下「支給決定者」という。）に対し受給者証を交付しなければならない。

(支給量の変更)

第9条 支給決定者は、支給量を変更する必要がある場合は、当該支給量の変更を市長に申請することができる。

(支給決定の取消し)

第10条 市長は、支給決定者が移動支援を受ける必要がなくなったと認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

(移動支援事業者との業務契約条件)

第11条 移動支援事業を行うことができる事業者は、徳島市との間で業務契約を締結した事業者で、業務契約条件は次の条件によるものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項の指定のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の徳島県知事による指定を受けていること。
- (2) 移動支援の提供に当たる従業者の要件は、次の研修の課程を終了し、研修を終了した旨の証明書の交付を受けた者であること。

類 型	視覚障害者 (児)	全身性障害者 (児)	知的障害者 (児)	精神障害者 (児)
研修課程等				
介護福祉士			○	○
看護師・准看護師			○	○
障害1～3級			○	○
居宅介護職員初任者研修			○	○
居宅介護従業者基礎研修			○	○
移動(視覚)	○			
移動(全身性)		○		
移動(知的)			○	
日常生活支援(全身性)		○		
行動援護			○	○
強度行動障害支援者養成研修			○	○
重度訪問介護		○		
同行援護	○			
訪問介護員1・2級			○	○
介護職員基礎研修			○	○
介護職員初任者研修			○	○
介護職員実務者研修			○	○

(移動支援費用額の算定に係る基準)

第12条 サービスの利用に要する費用額の算定に係る単価及び基準は、次に定めるとおりとする。

算定時間	30分以下	30分を超え 1時間以下	1時間を超え 1時間30分以下	1時間30分を超え 2時間以下	2時間を超え 2時間30分以下	2時間30分を超え 3時間以下	以後30分
単価	1,500円	2,700円	4,000円	4,800円	5,600円	6,300円	800円

(受給者証の提示及び利用方法)

第13条 支給決定者は、移動支援を受けるに当たっては、移動支援事業者に対して受給者証を提示しなければならない。

2 支給決定者は、移動支援を利用する場合に、移動支援事業者に対し、第5条に規定する利用者負担額を支払わなければならない。

(支給決定者と事業者の契約等)

第14条 移動支援事業者は、移動支援を提供するときは、あらかじめ支給決定者と移動支援の提供に係る利用契約を締結し、契約支給量その他の必要な事項を支給決定者の受給者証に記載しなければならない。

2 移動支援事業者は、前項の利用契約を締結し、その内容を変更し、又は当該契約を終了したときは、遅滞なく受給者証記載事項の内容を市長に報告しなければならない。

3 移動支援事業者は、利用契約に係る、新たな支給決定が必要であると認められる場合には、利用者に対し、支給決定に係る申請の推奨を行うものとする。

4 前3項に定めるもののほか、移動支援に係る利用契約その他のサービスの提供に関する事項は、介護給付の取り扱いに準ずる。

(費用額の請求及び支払)

第15条 請求及び受領は、支給決定者の委任により、移動支援事業者が代理して行うことができる。また、支給決定者の委任のない場合は、償還払いとする。

2 支給決定者から委任を受けた移動支援事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに第12条の規定により算定したサービスの利用に要する費用額から第5条に規定する利用者負担額を控除した額を、定められた方法により市長に請求するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により市長が特に必要と認める場合は、前項に規定する請求期限を延長することができる。

4 市長は、第2項の請求があったときは、当該請求額を請求があった日から起算して30日以内までに移動支援事業者を支払うものとする。ただし、請求内容に不備があったときは、この限りでない。

(調査)

第16条 市長は、移動支援事業者のサービス内容の質の確保及び移動支援費の支給の適正化を図るため、必要があると認めるときは、移動支援事業者に対し、事業所その他の関係施設に立ち入り、関係書類等の提出を求め、又は事業所の運営状況、事業の実施状況等を調査することができる。

2 前項の調査により移動支援サービスの内容又は、移動支援費の請求等に関し、不当な事実が認められる場合は、当該移動支援事業者に対し、移動支援事業に係る費用等の返還を行うように指導する。

3 移動支援事業者は、第一項の規定による事業所等への立ち入り、関係書類の提出又は調査に協力しなければならない。

(契約の解除等)

第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約事業者に係る第 11 条の契約を解除し、又は期間を定めてその契約の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 契約事業者が、第 11 条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 契約事業者による費用の請求に関し不正があったとき。
- (3) 契約事業者が、移動支援対象者の人格を尊重せず、忠実にその職務を遂行しないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約事業者が、移動支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(再契約禁止の期間)

第 18 条 市長は、前条の規定により業務契約の解除を受けた事業者（当該法人の代表者又はその事業所の管理者であった者を含む。）に対し、契約の解除日から起算して 5 年間移動支援の業務契約をすることができない。

(委任)

第 19 条 この要綱で定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。